

## ○村上市サテライトオフィス等設置促進事業補助金交付要綱

令和3年3月31日

告示第223号

(趣旨)

第1条 この要綱は、企業が取り組む多様な働き方の支援及び移住・定住の促進を図ることを目的とし、企業が市内で新たにサテライトオフィスを開設、運営する際の経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、この補助金の交付に関して、村上市補助金等交付規則（平成20年村上市規則第50号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業 事業を営む法人をいう。
- (2) サテライトオフィス 企業が本拠地事務所から離れた場所に開設する本社機能（企業の経営方針に関する意思決定、経営資源の管理、各種業務の統括、研究開発、情報処理等を行う機能をいう。）の一部を持った事務所をいう。
- (3) 正社員 雇用期間の定めのない労働者として直接雇用している者で、1週間の所定労働時間が30時間以上であり、かつ、社会保険（雇用保険、厚生年金保険、健康保険）に加入しているもの

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 市内に事業所を有しない企業で市内にサテライトオフィスを開設すること。
- (2) 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に定める中分類のうち、39 情報サービス業、40 インターネット附随サービス業又は、41 映像・音声・文字情報制作業のいずれかに該当すること。
- (3) サテライトオフィス開設後、サテライトオフィスにおける業務を3年以上継続することが見込まれること。
- (4) 事業開始から3年以内に、市内に住所を有する者又は市内への移住を予定する者を正社員として1人以上雇用することが見込まれること。
- (5) 開設したサテライトオフィスについて村上市税条例（平成20年村上市条例第59号）第25条の2第10項の規定に基づく申告をすること。
- (6) 村上市暴力団排除条例（平成25年村上市条例第3号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する事業者でないこと。

(対象経費等)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）、対象経費、補助率及び補助期間等は、別表に定めるとおりとする。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。
- 3 改修・開設支援事業は、当該事業に着手した日の属する年度内に事業が完了するものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、村上市サテライトオフィス等設置促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の提出期限は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 改修・開設支援事業 改修・開設工事の着手前まで

(2) 家賃支援事業 初年度の交付申請は賃貸契約をした日から3か月以内、2年目以降は4月末日まで

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、村上市サテライトオフィス等設置促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）又は村上市サテライトオフィス等設置促進事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、通知するものとする。

(補助事業の変更)

第7条 補助金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）が、補助事業の内容を変更しようとするときは、村上市サテライトオフィス等設置促進事業補助金変更交付申請書（様式第4号）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、村上市サテライトオフィス等設置促進事業補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により、通知するものとする。

(補助事業の中止)

第8条 交付決定者は、やむを得ず補助事業を中止するときは、村上市サテライトオフィス等設置促進事業補助金中止承認申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、改修・開設支援事業においては、サテライトオフィスの開設が完了した日から30日以内又は補助金の交付決定があった日の属する年度の末日のどちらか早い日までに、家賃支援事業においては、補助金の交付決定があった日の属する年度の末日までに、村上市サテライトオフィス等設置促進事業補助金実績報告書（様式第7号）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合は、これを審査し、交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、補助金の額を確定し、村上市サテライトオフィス等設置促進事業補助金確定通知書（様式第8号）により、通知するものとする。

(補助金の取消し及び返還)

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容に違反したとき。

- (3) 3年以内に補助事業のサテライトオフィスを撤退したとき。
- (4) 市税の納付を怠ったとき。
- (5) この要綱の規定に違反したとき。

2 前項第3号の規定による補助金の返還額は、事業を開始した日から1年未満は交付を受けた補助金の全額、1年以上2年未満は7割、2年以上3年未満は4割とする。

3 市長は、第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消し、又は返還を命じた場合は、交付決定者に対し、村上市サテライトオフィス等設置促進事業補助金返還（取消）通知書（様式第9号）により通知するものとする。

4 前項の規定により補助金の返還命令を受けた者は、指定された期日までに補助金を返還しなければならない。

（財産処分の制限）

第12条 交付決定者は、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産を目的外に使用し、譲渡し、貸付けし、若しくは担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、当該財産の取得価格又は効用の増加価格が50万円未満のとき、又は当該財産の耐用年数を経過しているときは、この限りでない。

2 市長は、交付決定者が市長の承認を受け、補助金の交付に係る財産を処分したことにより収入があった場合は、補助事業者に対し、当該収入の全部又は一部を納付させることができる。

（その他）

第13条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

対象事業	対象経費	補助率	補助期間等
改修・開設 支援事業	以下のサテライトオフィス開設における施設改修等に要する経費及び通信・セキュリティ整備に要する経費 ・施設の開設に必要な改修工事等に要する経費 ・インターネット環境等の通信環境整備に要する経費 ・セキュリティ工事に要する経費 （上記経費は全て、公租公課を除く。備品、消耗品等の購入に要する経費を除く。）	2分の1以内。 ただし、改修・開設支援事業と家賃支援事業の合計額に補助率2分の1を乗じた額が100万円を超える場合は、100万円を限度とする。	1回限り
家賃支援 事業	賃貸の場合に係る1年分の賃借料 （消費税、敷金、礼金及び共益費を		交付決定を受けた月から12

除く。)

月を限度とする。

（宛先）村上市長

申請者 住 所  
氏名又は名称  
代 表 者 名  
電 話 番 号

村上市サテライトオフィス等設置促進事業補助金交付申請書

村上市サテライトオフィス等設置促進事業補助金交付要綱第5条の規定により、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 事業の種類  改修・開設支援事業  
（該当事業に)  家賃支援事業（申請済回数 回）
- 2 補助対象経費 (1) 改修・開設支援事業対象経費 \_\_\_\_\_ 円  
(2) 家賃支援事業対象経費 年 月 ～ 月分  
\_\_\_\_\_ 円  
(3) 合 計 \_\_\_\_\_ 円
- 3 交付申請額 \_\_\_\_\_ 円  
補助対象経費の2分の1以内、限度額100万円
- 4 添付書類  1.（別紙1）事業実施計画書  
 2.（別紙2）収支予算書  
 3. 会社の定款の写し（初年度に限る。）  
 4. 登記事項証明書（初年度に限る。）  
 5. 物件を現に所有していることを証する書類（※1）  
 6. 事務所の賃貸借契約書の写し（※2）  
 7. 事業に要する経費の見積書  
 8. 新設オフィスの周辺地図、外観・内観写真  
 9. その他市長が必要と認める書類

※1 物件を購入又は既に所有している場合に限る

※2 賃貸借契約がある場合に限る

別紙1（様式第1号に添付）

## 事業実施計画書

- 1 サテライトオフィスの所在地
  
- 2 サテライトオフィスの名称
  
- 3 開設年月日      年      月      日
  
- 4 サテライトオフィスで行う業務内容
  
- 5 市内に住所を有する者の雇用見込み      人（      年      月に雇用予定）
  
- 6 予定従業員数      人
  
- 7 事業の内容
  - (1) 事業実施期間
  
  
  - (2) 事業内容

別紙2（様式第1号に添付）

## 収 支 予 算 書

### 1. 収入の部

（単位：円）

区分	金額	備考
自己資金		
補助金		
その他		
合 計		

### 2. 支出の部

（単位：円）

区分	金額	積算明細等
合 計		

### 3. 支出に係る契約・委託の概要（予定）

支出項目	契約・委託先	契約・委託業務内容

様式第2号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

村上市長

村上市サテライトオフィス等設置促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった村上市サテライトオフィス等設置促進事業補助金の交付について、下記のとおり決定したので、村上市サテライトオフィス等設置促進事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

- 1 事業の種別  改修・開設支援事業  
 家賃支援事業

2 交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

3 交付予定時期 年 月頃 予定

4 交付条件

- (1) 補助金等交付規則及び村上市サテライトオフィス等設置促進事業補助金交付要綱を順守すること。
- (2) この補助金を受ける権利を第三者に譲渡し、または担保に供しないこと。
- (3) この要綱その他法令等に違反したとき又は補助金の使途が適正でないときは、補助金交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがあること。

様式第3号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

村上市長

村上市サテライトオフィス等設置促進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった村上市サテライトオフィス等設置促進事業補助金の交付について、下記のとおり交付しないことに決定したので、村上市サテライトオフィス等設置促進事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

- 1 事業の種別  改修・開設支援事業  
 家賃支援事業

- 2 交付しない理由

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

（宛先）村上市長

申請者 住 所  
氏名又は名称  
代 表 者 名  
電 話 番 号

村上市サテライトオフィス等設置促進事業補助金変更申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた村上市サテライトオフィス等設置促進事業補助金について、下記のとおり変更交付されたく、村上市サテライトオフィス等設置促進事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により申請します。

記

- 1 事業の種別  改修・開設支援事業  
(該当事業に)  家賃支援事業

2 変更理由

- 3 変更金額 (1) 変更前の補助金額 \_\_\_\_\_ 円  
(2) 変更後の補助金額 \_\_\_\_\_ 円

- 4 添付書類  1. (別紙1) 収支変更書  
 2. 変更後の見積書等

別紙1 (様式第4号添付)

収支精算(変更)書

(1) 収入の部 (単位:円)

区 分	精算(変更)額	予算額	比較増減	備 考
合 計				

(2) 支出の部 (単位:円)

区 分	精算(変更)額	予算額	比較増減	備 考
合 計				

様式第5号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

村上市長

村上市サテライトオフィス等設置促進事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更申請のあった村上市サテライトオフィス等設置促進事業補助金変更申請について、下記のとおり変更することに決定したので、村上市サテライトオフィス等設置促進事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

- 1 事業の種別  改修・開設支援事業  
 家賃支援事業
  
- 2 補助金の決定額 (1)既交付決定額 \_\_\_\_\_円  
(2)変更後の交付決定額 \_\_\_\_\_円  
(3)差し引き増減額 \_\_\_\_\_円
  
- 3 交付予定日、交付の条件その他については、交付決定通知書のとおりとする。

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

（宛先）村上市長

申請者 住 所  
氏名又は名称  
代 表 者 名  
電 話 番 号

村上市サテライトオフィス等設置促進事業補助金中止承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の（変更）交付決定を受けた事業について、下記のとおり中止したいので承認を受けたく、村上市サテライトオフィス等設置促進事業補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

記

- 1 事業の種別  改修・開設支援事業  
(該当事業に)  家賃支援事業

2 中止の理由

（宛先）村上市長

申請者 住 所  
氏名又は名称  
代 表 者 名  
電 話 番 号

村上市サテライトオフィス等設置促進事業補助金実施報告書

年 月 日付け 第 号で補助金等の交付決定を受けた事業について、  
次のとおり事業を実施したので、村上市サテライトオフィス等設置促進事業補助金交付要  
綱第9条の規定により、その実績を報告します。

記

- 1 事業の種別  改修・開設支援事業  
(該当事業に☑)  家賃支援事業

2 交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

- 3 添付資料  1. (別紙1) 収支清算書  
 2. (別紙2) 事業実施報告書  
 3. 事業に要した経費の領収書又はそれに類するもの  
 4. 改修前及び改修後がわかる書類 (※1)  
 5. 従業員が就労している事実を確認できる書類  
 6. 市内在住者が就労している事実を確認できる書類 (※2)

※1 改修・開設支援事業の場合に限る

※2 市内在住者の就労がない場合、事業開始から3年以内に提出すること

別紙1（様式第7号に添付）

収支精算（変更）書

（1）収入の部 （単位：円）

区 分	精算(変更)額	予算額	比較増減	備 考
合 計				

（2）支出の部 （単位：円）

区 分	精算(変更)額	予算額	比較増減	備 考
合 計				

別紙2（様式第7号に添付）

事業実施報告書

1 事業内容

2 事業の実施期間

年 月 日 ～ 年 月 日

3 事業の実施場所

4 開設年月日 年 月 日

様式第 8 号 (第10条関係)

第 号  
年 月 日

様

村上市長

村上市サテライトオフィス等設置促進事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった補助金について、村上市サテライトオフィス等設置促進事業補助金交付要綱第 10 条の規定により、下記のとおりその額を確定したので通知します。

記

- 1 事業の種別  改修・開設支援事業  
 家賃支援事業

2 交付確定額 \_\_\_\_\_ 円

3 交付予定日

様式第9号（第11条関係）

第 号  
年 月 日

様

村上市長

村上市サテライトオフィス等設置促進事業補助金返還（取消）通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助事業について、下記のとおり返還（取消し）を決定したので、村上市サテライトオフィス等設置促進事業補助金交付要綱第11条第2号の規定により通知します。

記

- 1 事業の種類別  改修・開設支援事業  
 家賃支援事業

2 交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

3 返還（取消）額 \_\_\_\_\_ 円

4 返還期限 年 月 日

5 返還（取消）理由

様式第 1 号 (第 5 条関係)

様式第 2 号 (第 6 条関係)

様式第 3 号 (第 6 条関係)

様式第 4 号 (第 7 条関係)

様式第 5 号 (第 7 条関係)

様式第 6 号 (第 8 条関係)

様式第 7 号 (第 9 条関係)

様式第 8 号 (第 10 条関係)

様式第 9 号 (第 11 条関係)